

富山プロダクツ選定要綱

富山県

富山県では、県内で企画または製造される
性能、品質及びデザイン性に優れた工業製品を
富山プロダクツとして選定し、その販路開拓を
支援しています。

富山プロダクツ選定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、富山県内で企画または製造される性能、品質及びデザイン性に優れた工業製品を富山プロダクツとして選定することにより、これら商品の普及と需要拡大を促進するとともに、優れた商品開発の気運を高め、もって本県産業の活性化とデザインの振興に資することを目的とする。

(選定の対象)

第2条 富山プロダクツ選定の対象は、食料品と医薬品を除く全ての工業製品とする。

2 前項の工業製品は、県内の事業者がこれまでに製造販売している商品、又は新たに開発し、商品化を予定している製品とする。

(選定委員会)

第3条 知事は、富山プロダクツ選定制度の普及啓発、選定基準の設定、選定申請の審査、その他選定に関し必要と認める事項について調査審議するため、富山プロダクツ選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(選定の申請)

第4条 富山プロダクツ選定の申請（以下「選定申請」という。）をしようとする者は、次のいずれかに該当しなければならない。

(1) 県内に工場又は事業所を有する者

(2) 第1条の目的を達成するために知事が適当と認める者

2 選定申請は、富山プロダクツ選定申請書（様式第1号）（以下「選定申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(選定の審査)

第5条 知事は、選定申請書が提出されたときは、富山プロダクツの選定の審査を選定委員会に諮るものとする。

(選定結果の報告)

第6条 選定委員会は、審査の結果について、委員の意見を付して知事に報告するものとする。

(選定の通知)

第7条 知事は、前条の報告に基づき、選定申請書の内容が選定基準に適合していると認めるときは、これを富山プロダクツとして選定（以下「選定商品」という。）し、富山プロダクツ選定証（様式第2号）を交付するものとする。

2 知事は、前条の報告に基づき、選定申請書の内容が選定基準に適合していないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

(選定の有効期間等)

第8条 選定の有効期間は、選定した日の翌日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日とする。

- 2 前条第1項の選定書の交付を受けた者（以下「選定を受けた者」という。）が、選定の有効期間を経過した後も引き続き選定を受けようとするときは、有効期間が終了する前日までに富山プロダクツ更新届出書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の届出書が提出されたときは、更に5年を経過する日が属する年度の末日まで有効期間を延長することができる。
- 4 選定に伴う権利は、第三者に譲渡してはならない。

(選定申請内容の変更)

第9条 選定を受けた者は、選定申請書の内容に変更を生じたときは、変更内容が軽微な場合を除き富山プロダクツ変更届出書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(選定の表示)

第10条 選定を受けた者は、選定商品又はその包装もしくは容器に選定マーク（様式第5号）を表示することができるものとする。

- 2 選定マークの表示は、シールの貼付又は印刷によるものとする。
- 3 選定マークの表示に要する経費は、選定を受けた者の負担とする。

(選定商品の販売実績報告)

第11条 選定を受けた者は、4月1日から翌年の3月31日までの間における選定商品の販売実績について毎年4月末日までに知事に報告するものとする。ただし、選定を受けた最初の年度については、交付日の翌日から当該年度の3月31日までの販売実績を報告するものとする。

- 2 前項の報告は、富山プロダクツ選定商品販売実績報告書（様式第6号）により行うものとする。

(違反者に対する処置)

第12条 知事は、選定マークの使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の禁止を指示するものとする。

- (1) 第7条第1項の選定を受けていない者が、選定マークを使用しているとき。
- (2) 虚偽の申請に基づき選定を受けた者が、選定マークを使用しているとき。
- (3) 選定を受けた者が、選定商品以外の商品に選定マークを使用しているとき。
- (4) 商品が他の知的所有権を侵害しているものと認められるとき。
- (5) 選定マークを表示した商品が、選定時の基準を逸脱しているとき。

- 2 知事は、選定を受けた者が前項第2号から第5号に該当すると認めるときは、その選定を取り消すことができるものとする。

(選定申請の辞退)

第13条 選定を受けた者は、選定の有効期間内に、選定商品の販売・製造が困難、または中止された場合は、速やかに報告し、選定申請の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申し出は、富山プロダクツ選定辞退書（様式第7号）により行うものとする。

（選定を受けた者の責務）

第14条 選定を受けた者は、この要綱を誠実に遵守するとともに、選定商品の品質及び性能の維持に万全を期すものとする。

2 選定商品の使用において事故等が発生したときは、選定を受けた者がその責を負うものとする。なお、当該事故等については、速やかに知事に報告するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

富山プロダクツ選定申請書

平成 年 月 日

富山県知事

殿

申請者住所〒

TEL. — —

FAX. — —

E-mail:

氏名(法人にあってはその名称と代表者名)

印

富山プロダクツ選定要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 品名:

2. 商品名及び型式:

3. 知的財産権の有無:
(知的財産権の名称と件数)

4. 販売価格(税込):

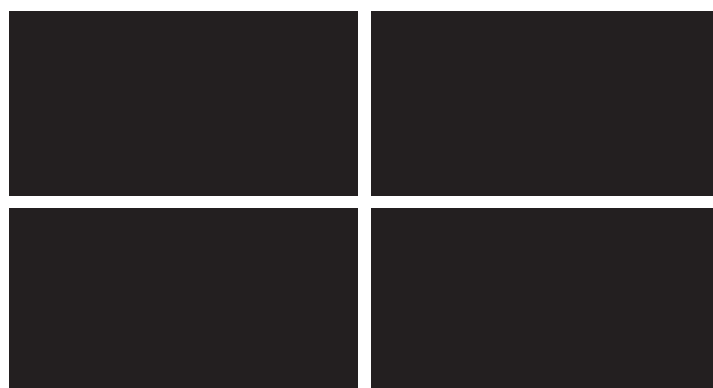
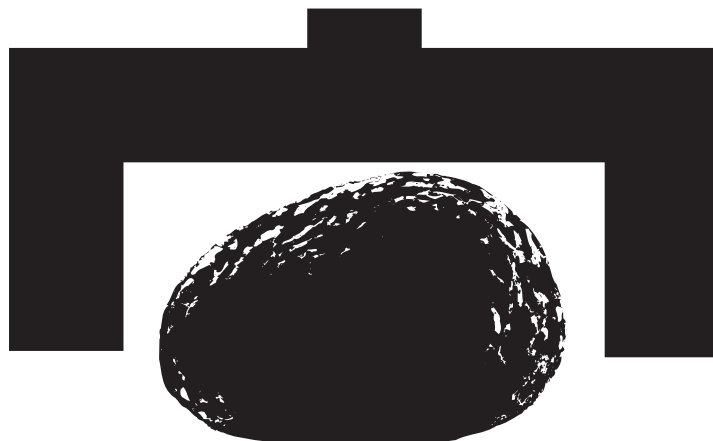
5. 販売数量(過去1年間):

6. 担当者職氏名:

7. 商品の特徴(簡単に):

8. 寸法(W×D×H):

※申請書に添付するもの: 商品見本またはカタログ、写真、図面など



TOYAMA PRODUCTS

富山プロダクツ選定証

選定番号 _____

殿

品 名 _____

商品名・型式 _____

富山プロダクツ選定要綱により、上記商品を
富山プロダクツとして選定します。

有効期限

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

富山県知事



富山プロダクツ更新届出書

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

申請者 住 所 〒

TEL. — —

FAX. — —

E-mail:

氏 名（法人にあつてはその名称と代表者名）

印

富山プロダクツ選定要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり更新したいので届け出します。

記

1. 品 名：
2. 商品名及び型式：
3. 選 定 番 号：
（先に選定を受けたときの番号）
4. 更 新 期 間：平成 26 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

富山プロダクツ変更届出書

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

申請者 住 所 〒

TEL. — —

FAX. — —

E-mail:

氏 名 (法人にあつてはその名称と代表者名)

印

富山プロダクツ選定要綱第9条の規定に基づき、下記のとおりその内容を変更したいので届け出します。

記

1. 品 名:

2. 商品名及び型式:

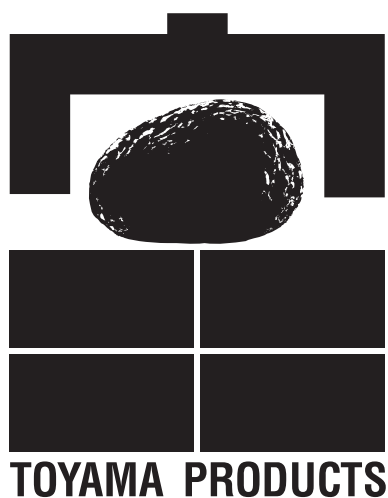
3. 選 定 番 号:
(先に選定を受けた時の番号)

4. 変更の内容(簡単に):

※届出書に添付するもの:変更後の商品見本またはカタログ、写真、図面など

富山プロダクツ選定マーク

富山プロダクツ選定マークは以下のとおりとする。



富山プロダクツ選定マークの規格

文字の配置は上に示した2種類とする。

大きさは自由。ただし、「**TOYAMA PRODUCTS**」の文字が判読可能なこと。

縦横比は一定とし、変形は拡大および縮小のみとする。

色彩は、1色で黒（プロセス指定：K100%）を原則とする。ただし、商品または包装のデザインにより黒色以外への変更を可能とする。

富山プロダクツ選定商品販売実績報告書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住 所 〒

TEL. — —

FAX. — —

E-mail:

氏 名 (法人にあってはその名称と代表者名)

富山プロダクツ選定要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| 1. 品名 | 2. 商品名及び型式 | 3. 選定番号 | 4. 販売個数 |
|-------|------------|---------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※数を超える場合は複写してお使い下さい。

富山プロダクツ選定辞退書

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

申請者 住 所 〒

TEL. — —

FAX. — —

E-mail:

氏 名 (法人にあってはその名称と代表者名)

印

富山プロダクツ選定要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり選定を辞退したいので届け出します。

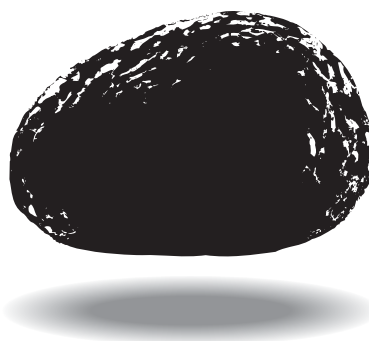
記

1. 品 名:

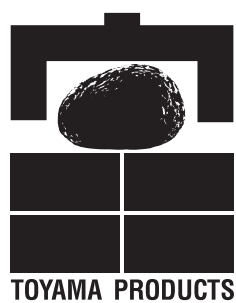
2. 商品名及び型式:

3. 選 定 番 号:
(先に選定を受けた時の番号)

4. 辞退の内容(簡単に):



さまざまな可能性がある商品を「原石」にたとえ、その中から優れたものを選びだしていく。そんな過程を富の漢字の中に原石を配置することによって表現しました。具体的には富の文字の下の「冨」は商品を検討するフィールド、上の「宀」は評価されたものを選びだす人の手を表わしています。



デザイン：彼谷 雅光 氏

お問い合わせ先

富山県総合デザインセンター
939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地
TEL.0766-62-0510 FAX.0766-63-6830
E-mail : dc5@toyamadesign.jp
<http://products.toyamadesign.jp/>